

北九州市立消費生活センター

ヤング消費者トラブル情報 22号



オンラインカジノアプリで儲かる？マッチングアプリで知り合った人から誘われる儲け話にご注意！

【相談事例】

オンラインカジノアプリのマルチ取引をマッチングアプリで知り合った男性からビデオ会議アプリで勧誘された。海外事業者だから完全に合法的なオンラインカジノアプリで男性が会員を勧誘するので、私は勧誘しなくても良い、遊んでるだけで儲かると説明された。私が22万円の登録代金を支払うお金はないと伝えると消費者金融からオンラインで借金したらよいと勧められた。断り切れず男性の指示のもと、登録した。ネット検索すると詐欺との書き込みが多い。大丈夫か。(23歳 女性)

※オンラインカジノとはインターネット上で仮想的に開催されるカジノ（賭博場）です。

●海外事業者をうたうオンラインカジノアプリのマルチ取引でトラブルが多発しています。

- ・「友人を紹介すれば紹介料がもらえる」などと勧誘されるマルチ取引の契約相手が、海外事業者をうたっている場合、契約を解約したくても、日本の法律が適用されないなどと主張してクーリング・オフにに応じてもらえない、返金してもらえない、などのトラブルが多発しています。
- ・カジノに参加すれば刑法の「賭博罪」に該当し、海外のアプリでも国内でオンラインカジノに参加すると罪に問われる可能性があります。



●アドバイス

- ・連鎖販売取引（マルチ取引）はクーリング・オフができます。（クーリング・オフ期間は、契約書面を受領した日から20日間以内）。
- ・仮に契約してしまっても、基本的に、日本の法律による消費者保護が受けられます。
- ・マッチングアプリやSNSで知りあった人は信頼できる人かよく見極めましょう。
- ・安易に借金をして高額な契約をしないようにしましょう。

●困った時や不安なときは消費生活センターにご相談ください

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口でのご相談については、
戸畑相談窓口☎861-0999へご相談ください。
消費者ホットライン☎188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



まもりん



みもりん